

3 第一項の規定による特許出願をする者がその責めに帰することができない理由により同項第三号に規定する期間を経過するまでにその特許出願をすることができないときは、同号の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその特許出願をすることができる。

4 実用新案権者は、専用実施権者、質権者又は実用新案法第十一條第三項において準用するこの法律第三十五條第一項、実用新案法第十八條第三項において準用するこの法律第七十七條第四項若しくは実用新案法第十九條第一項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、第一項の規定による特許出願をすることができ

5 第四十四條第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による特許出願をする場合に準用する。

第四十八條の第三項中、「又は第四十六條第一項」を、「第四十六條第一項」に改め、に係る特許出願」の下に、「又は第四十六條の第二項の規定による実用新案登録に基づく特許出願」を加え、又は出願の変更」を、「出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願」に改める。

第九十五條第七項中、「前項」を、「前二項」に改める。

(実用新案法の一部改正)

第二條 実用新案法（昭和三十四年法律第二百一十二号）の一部を次のように改正する。

第二條の二中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、第十四條の二第一項の訂正に係る訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面については、その補正をすることができない。

第二條の三中、前條第三項又は第六條の二を、「前條第四項、第六條の二又は第十四條の二に、同項又は同條の二を、これらの」に改める。

第八條第一項第二号中、「若しくは同法第四十六條第一項」を、「同法第四十六條第一項」に改め、に係る特許出願」の下に、「若しくは同法第四十六條の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願」を加える。

第十條第一項中、「特許出願を」を、「特許出願（特許法第四十六條の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願（同法第四十四條第二項（同法第四十六條第五項において準用する場合を含む。）の規定により当該特許出願の時にしたものとみなされるものを含む。）を除く。）を」に、「五年六月」を、「九年六月」に改め、同條第二項中、「意匠登録出願を」を、「意匠登録出願（意匠法第十三條第五項において準用する同法第十條の二第二項の規定により特許法第四十六條の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願の時にしたものとみなされる意匠登録出願（意匠法第十條の二第二項の規定により当該意匠登録出願の時にしたものとみなされるものを含む。）を除く。）を」に、「五年六月」を「九年六月」に改める。

第十二條第二項を削り、同條第三項中、「第一項」を、「前項」に、「請求する」を、「する」に改め、同項を同條第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、第一項の規定による請求は、その実用新案登録に基づいて特許法第四十六條の二第一項の規定による特許出願がされた後は、することができない。

第十二條第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 特許庁長官は、第一項の規定による請求があつたときは、審査官にその請求に係る実用新案技術評価の報告書（以下、「実用新案技術評価書」といふ。）を作成させなければならない。

第十二條に次の一項を加える。

7 実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者から第一項の規定による請求があつた後に、その請求に係る実用新案登録（実用新案登録出願）について同項の規定による請求があつた場合におけるその実用新案登録出願に係る実用新案登録を含む）に基づいて特許法第四十六條の二第一項の規定による特許出願がされたときは、その請求は、されなかつたものとみなす。この場合において、特許庁長官は、その旨を請求人に通知しなければならない。

第十三條に次の二項を加える。

2 特許庁長官は、実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者から実用新案技術評価の請求があつたときは、その旨を実用新案登録出願人又は実用新案権者に通知しなければならない。

3 特許庁長官は、実用新案技術評価書の作成がされたときは、その謄本を、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者であるときは請求人に、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者でないときは請求人及び実用新案登録出願人又は実用新案権者に送達しなければならない。

第十四條第三項第四号中、「に記載した考案の名称及び図面の簡単な説明、実用新案登録請求の範囲」を、「及び実用新案登録請求の範囲に記載した事項」に改める。

第十四條の二第五項中、「第一項」の下に、「及び第七項」を加え、同項を同條第十三項とし、同條第四項中、「第一項」の下に、「又は第七項」を加え、その旨を、「第一項の訂正にあつては訂正した明細書及び実用新案登録請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容を、第七項の訂正にあつてはその旨を、」に改め、同項を同條第十二項とし、同條第三項中、「第一項」の下に、「又は第七項」を加え、同項を同條第十一項とし、同條第二項中、「前項」を、「第一項及び前項」に改め、同項を同條第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9 第一項又は第七項の訂正をするには、訂正書を出ししなければならない。

10 第一項の訂正をするときは、訂正書に訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面を添付しなければならない。

第十四條の二第一項中、「実用新案権者は」の下に、「第一項の訂正をする場合のほか」を加え、同項を同條第七項とし、同條第一項から第六項までとして、次の六項を加える。

実用新案権者は、次に掲げる場合を除き、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正を一回に限りすることができる。

一 第十三條第三項の規定による最初の実用新案技術評価書の謄本の送達があつた日から二月を経過したとき。

二 実用新案登録無効審判について、第三十九條第一項の規定により最初に指定された期間を経過したとき。

2 前項の訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 実用新案登録請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りようでない記載の釈明

3 第一項の訂正は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面（前項第二号に掲げる事項を目的とする訂正の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面）に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

4 第一項の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

5 特許法第四條の規定は、第一項第一号に規定する期間に準用する。

6 第一項の訂正をする者がその責めに帰することができない理由により同項第一号に規定する期間を経過するまでにその訂正をすることができないときは、同号の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその訂正をすることができ

第十四條の二の次に次の一条を加える。

(訂正に係る補正命令)

第十四條の三 特許庁長官は、訂正書（前條第一項の訂正に係るものに限る。）の提出があつた場合において、その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の記載が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命ずることができる。

一 その訂正書に添付した訂正した実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき。

二 その訂正書に添付した訂正した実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が第四條の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。

第十四條の二の次に次の一条を加える。

(訂正に係る補正命令)

第十四條の三 特許庁長官は、訂正書（前條第一項の訂正に係るものに限る。）の提出があつた場合において、その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の記載が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命ずることができる。

一 その訂正書に添付した訂正した実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき。

二 その訂正書に添付した訂正した実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が第四條の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。

第十四條の二の次に次の一条を加える。

(訂正に係る補正命令)

第十四條の三 特許庁長官は、訂正書（前條第一項の訂正に係るものに限る。）の提出があつた場合において、その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の記載が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命ずることができる。

一 その訂正書に添付した訂正した実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき。

二 その訂正書に添付した訂正した実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が第四條の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。

第十四條の二の次に次の一条を加える。

(訂正に係る補正命令)

第十四條の三 特許庁長官は、訂正書（前條第一項の訂正に係るものに限る。）の提出があつた場合において、その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の記載が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命ずることができる。

一 その訂正書に添付した訂正した実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき。

二 その訂正書に添付した訂正した実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が第四條の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。